

3 移住・定住支援に関するもの

担当課	名 称	概 要	助成・補助金額等	対象者等	所得制限	補助金等に関して公表している市のウェブサイト・アドレス	根拠法令・要綱等
市民生活課	住宅取得支援事業補助金	本市への移住定住を希望する転入世帯及び子育て世帯の住宅取得を支援するもの。	住宅取得のための借入額の1/10 【新築住宅】 上限 107.3(となみ)万円 【中古住宅】 上限 50万円	(1)転入世帯（夫婦のどちらかが39歳以下かつどちらかが転入である世帯）、又は子育て世帯（転入する中学生までの子がいる世帯） (2)転入の日から3年以内の者かつ転入の日前1年間において市内に住所を有していなかった者の属する世帯 (3)令和3年1月1日以降、建設工事請負契約又は売買契約をした住宅(新築又は中古の住宅、マンション含む) (4)三世代同居・近居住宅支援事業補助金の交付を受けた者を除く (5)補助金交付後、市内に10年以上居住すること	なし	https://www.city.tonami.lg.jp/sevice/2717p/	砺波市住宅取得支援事業補助金
市民生活課	家賃支援事業補助金	本市への移住定住を希望する転入世帯及び子育て世帯の居住を支援するもの。	民間賃貸住宅の賃貸契約すること 上限 月額1万円(3年間)	(1)転入世帯（夫婦のどちらかが39歳以下かつどちらかが転入である世帯）、又は子育て世帯（転入する中学生までの子がいる世帯） (2)転入の日から3年以内の者かつ、転入の日前1年間において市内に住所を有していなかった者の属する世帯 (3)令和3年1月1日以降、民間賃貸住宅の賃貸契約をした世帯 (4)補助金交付後、市内に5年以上居住すること	なし	https://www.city.tonami.lg.jp/sevice/34904p/	砺波市家賃支援事業補助金
市民生活課	結婚新生活支援事業補助金	本婚姻に伴う新生活を開始する際の費用を支援することにより経済的不安を軽減し、本市における少子化対策の推進するもの。	新居の住宅取得費用又は住宅賃借費用、引越費用 上限 30万円	(1)新婚世帯（令和5年3月1日から令和6年3月31日までに入籍し、夫婦とも39歳以下かつ、夫婦の世帯所得500万円未満） (2)新居の住宅取得費用又は住宅賃借費用、リフォーム費用、引越費用 (3)補助金の交付を受けた日から1年以上、申請に係る住宅に居住する意思があること。	有	https://www.city.tonami.lg.jp/sevice/2737p/	砺波市結婚新生活支援事業補助金
市民生活課	砺波市移住・定住引越し支援事業補助金	夫婦及び二世帯世帯、Uターンする単身世帯が引越して、新たに三世代同居又は近居する場合に、運送業者に支払う引越し経費を助成するもの。	補助金額（1世帯当たり上限金額） 運送業者に支払いをした引越し経費 同居：1/2 近居：1/4 ・県外からの転入 同居：50,000円 近居：25,000円 ・市外からの転入 同居：20,000円 近居：10,000円 ・市内における転居 同居：10,000円 近居： 5,000円	新たに三世代家庭になるため、引越を行う者で、次の要件をすべて満たすもの。 （既に三世代となっている世帯に、新たな世帯員が加わる場合は対象とならない。） (1)三世代家庭の全員が、市内に住所を有すること。 (2)三世代家庭の全員が、市税等を滞納していないこと。 (3)三世代家庭の全員が、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。 (4)県外及び市外からの転入の場合、転入日から起算して、過去1年以内に砺波市に居住した実態がないこと。 (5)補助金の交付決定後、3年以上三世代同居・近居を継続すること。	なし	https://www.city.tonami.lg.jp/sevice/2775p/	砺波市移住・定住引越し支援事業補助金交付要綱

担当課	名 称	概 要	助成・補助金額等	対象者等	所得制限	補助金等に関して公表している市のウェブサイト・アドレス	根拠法令・要綱等
市民生活課	砺波市移住支援金	砺波市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足を解消するため、東京圏から砺波市に移住し、中小企業に新規就業した方又は起業した方に移住支援金を支給するもの。 （東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県（条件不利地を除く））	2人以上の世帯：100万円／世帯、18未満（配偶者以外）の者がいる場合は、1人につき30万円加算 単身世帯：60万円／世帯	(1) 次のいずれかの期間、もしくは合算した期間が通算5年以上であること。 ①直近10年間のうち、東京23区に居住していた期間 ②直近10年間のうち、東京圏に居住し、かつ、東京23区に雇用保険の被保険者又は個人事業主として通勤していた期間 ③ ①及び②の場合において、東京圏の条件不利地以外の地域に在住しつつ、東京都区部への大学等へ通学し、かつ、東京都区部の企業等へ就職した者については、この通学期間も本事業の対象期間に算入することができる。 (2) 転入直前の1年間連続して東京23区に居住又は東京圏に居住し、かつ、東京23区に雇用保険の被保険者又は個人事業主として通勤していたこと。 (3) 平成31年4月1日以降に砺波市に転入したこと。 (4) 申請時において、転入後3箇月以上かつ1年以内であること。 (5) 申請日から5年以上継続して砺波市に居住する意思を有していること。 (6) 「とやまUターンガイド」に移住支援金の対象として掲載されている求人に応募し、新規に雇用されたこと又は富山県の「移住者創業チャレンジ応援事業」の交付決定を受けていること。 (7) テレワークに関して次に掲げる全ての要件に該当すること。 ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。 イ 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。 (8) 就業先の代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている者が、申請者にとって3親等以内の親族でないこと。 (9) 申請時において就業先に連続して3箇月以上在職していること。 (10) 申請日から5年以上継続して就業先に勤務する意思を有していること。 2人以上の世帯での申請の場合は、全ての世帯員が次の要件を満たしていること。 (11) 転入直前に同一世帯に属していたこと。 (12) 申請時に同一世帯に属していること。 (13) 平成31年4月1日以降に転入したこと。 (14) 申請時において、転入後3箇月以上かつ1年以内であること。 (15) 申請日から5年以上継続して砺波市に居住する意思を有していること。	なし	https://www.tonami-life.net/archive/s/4348	砺波市移住支援金交付要綱
市民生活課	定住促進空き家利活用補助金（三世代同居推進事業）	「砺波市空き家情報バンク」に登録されている家屋を利活用する者に対し、改修等経費及び家賃の一部を助成するもの。 （目的：定住人口の増加及び地域活性化に結びつく市内の空き家の活用を促進）	●空き家を購入する場合 (1) 空き家を購入し改修する場合 改修等経費の1/2（限度額50万円） (2) 空き家を購入し三世代同居・近居するために改修する場合 ・三世代同居 改修等経費の3/4（限度額200万円） ・三世代近居 改修等経費の3/4（限度額100万円） ●空き家を賃借する場合 ・家賃月額1/2（限度額1万円）、交付期間は3年間 ●空き家を提供する場合 ・空き家を賃貸（提供）するために改修する場合 改修等経費の1/2（限度額20万円）	空き家情報バンクを利用して購入した住宅を改修する者で、次の要件を満たす者 (1)原則、市内業者による主要構造物の改修等 (2)当該住宅に住民登録し、10年以上居住する意思がある。 (3)三世代の場合は、同居・近居すること。 (4)申請者及び対象住宅のいずれもが、過去にこの補助金の交付を受けていない。 (5)市税等の滞納がない。 空き家情報バンクを利用して賃貸する者で、次の要件を満たす者 (1)市外に住所を有する者で、宅建業者の仲介により、当該住宅を借り上げ家賃を支払う。 (2)5年以上居住する意思がある。 (3)申請者及び対象住宅のいずれもが、過去にこの補助金の交付を受けていない。 (4)市税等の滞納がない。 空き家情報バンクを利用して賃貸するために住宅を改修する所有者等で、次の要件を満たすもの (1)原則、市内業者による主要構造物の改修等 (2)宅建業者の仲介により、当該住宅を5年以上賃貸する意思がある。 (3)申請者及び対象住宅のいずれもが、過去にこの補助金の交付を受けていない。 (4)市税等の滞納がない。	なし	https://www.city.tonami.lg.jp/service/2470p/	砺波市定住促進空き家利活用補助金交付要綱